

## 第1章 計画策定の目的・沿革

### 第1節 計画策定の目的

岡本城跡<sup>おかもとじょうあと</sup>は、中世に房総半島南部を治めた戦国大名里見氏<sup>さとみ</sup>の城跡である。里見氏は、当主が代わると、拠点である本城を替えることが特徴だが、岡本城は、里見義頼<sup>さとみ よしより</sup>が当主であった時に本城に位置づけられた城郭である。房総半島南部の戦国時代末期の城郭としては、大規模で、かつ、凝灰岩質の岩盤を巧みに利用した遺構が数多くみられ、複雑な構造となっている。また、港を取り込んだ構造をとっており、海城としての性格も窺える。

房総半島における中世山城の特徴が良好に残され、政治・軍事情勢の変遷を知るうえで重要な遺跡であるとされ、館山市<sup>たてやまし</sup>に所在する稲村城跡<sup>いなむらじょうあと</sup>と併せて平成24年1月24日に国の史跡に指定された。

貴重な市民の財産である史跡として、今後将来にわたって適切に保存していきながら、史跡が持つ価値を地元住民のみならず広く周知し、活用していくことが課題である。

本計画は、史跡里見氏城跡岡本城跡の史跡保護のために、保存管理・活用・整備の基本方針を定めることを目的に策定するものである。

### 第2節 計画策定の沿革

本市では、国史跡の指定を受けて、保存管理計画の策定を行うこととした。このため平成26年度に委員会を設置し、保存管理に関する計画の検討を開始した。しかし、平成27年3月に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』を受けて、保存管理の方針に加えて、活用及び整備に関する方針を盛り込んだ計画の策定を行うことを委員会で確認し、平成28年度から保存活用計画の策定を目指した。



写真1 史跡里見氏城跡岡本城跡遠景

### 第3節 委員会の設置・経緯

#### 1 委員会の設置

保存活用計画の策定にあたっては、各専門分野の学識経験者及び地元市民代表で構成した保存管理計画策定委員会を設置し、検討を行った。また、文化庁文化財第二課並びに千葉県教育庁教育振興部文化財課、そして国史跡里見氏城跡稲村城跡を有する館山市をオブザーバーとして迎え、指導・助言を得た。

第1-1表 史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会構成委員

役職	氏名	専門分野	所属
委員長	梶山 林繼	考古学	國學院大學名誉教授
副委員長	赤坂 信	造園学	千葉大学名誉教授（平成28年度～） 千葉大学教授（～平成27年度） 千葉県文化財保護審議会副会長（～平成27年度）
委員	生稻 謹爾	郷土史	南房総市文化財審議会会長
委員	柴田 龍司	考古学	千葉県教育振興財団元職員
委員	小島 孝夫	民俗学	成城大学教授 南房総市文化財審議会委員
委員	笹生 衛	考古学	國學院大學教授 千葉県文化財保護審議会委員
委員	鳴釜 好男	市民代表	豊岡区長（令和元年度） ※令和元年度委員
委員	岡崎 靖	市民代表	原岡区長（令和元年度） ※令和元年度委員
委員	出口 和夫	市民代表	豊岡区長（平成29・30年度） ※平成29・30年度委員
委員	酒井 和夫	市民代表	原岡区長（平成29・30年度） ※平成29・30年度委員
委員	出口 修一	市民代表	豊岡区長（平成27・28年度） ※平成27・28年度委員
委員	吉川 進	市民代表	原岡区長（平成27・28年度） ※平成27・28年度委員

第1-2表 史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会オブザーバー

所属	氏名	役職
文化庁	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課調査官（～平成30年3月） 文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官（平成30年4月～9月） 文化庁文化財第二課主任文化財調査官（平成30年10月～）
千葉県	神野 信	千葉県教育庁教育振興部文化財課主任上席文化財主事（平成27・28年度 役職は当時）
	吉野 健一	千葉県教育庁教育振興部文化財課主任上席文化財主事（平成29年度～）
	速水 成美	千葉県教育庁教育振興部文化財課文化財主事（平成31年度～）
館山市	岡田 晃司	館山市立博物館 副参事兼学芸係長（～平成29年度） 主任学芸員（平成30年度～）
	山村 恭子	館山市教育委員会生涯学習課学芸員（～平成27年度） 主任学芸員（平成28年度～）

## 2 委員会における検討の経緯

委員会については、平成26年度から審議を開始し、全10回開催した。

第2表 史跡里見氏城跡岡本城跡保存管理計画策定委員会開催概要

開催日	開催場所	内容
平成27年3月27日	南房総市役所丸山分庁舎	保存管理計画の内容について
平成27年10月1日	南房総市役所丸山分庁舎	委員長・副委員長の選出 史跡の現状と今後の計画について
平成28年3月1日	南房総市役所本庁舎	現地視察
平成28年10月21日	南房総市丸山公民館	過去の調査で出土した遺物の検討 保存管理計画から保存活用計画への変更について
平成29年2月27日	南房総市役所本庁舎	保存活用計画事務局案について 普及啓発事業について
平成29年11月27日	南房総市役所本庁舎	保存活用計画事務局案について 普及啓発事業について 史跡隣接地の確認調査実施結果についての報告
平成30年6月4日	南房総市役所本庁舎	保存活用計画事務局案について 今年度事業について
平成30年8月29日	南房総市丸山公民館	保存活用計画事務局案について
平成30年11月26日	南房総市丸山公民館	保存活用計画事務局案について
平成31年3月4日	南房総市役所丸山分庁舎	保存活用計画事務局案について



写真2 史跡里見氏城跡岡本城跡保存管理計画策定委員会開催風景

南房総市史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会規則

平成 26 年 7 月 4 日  
教育委員会規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南房総市附属機関設置条例(平成 26 年南房総市条例第 1 号)に基づき設置された史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定に関する事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

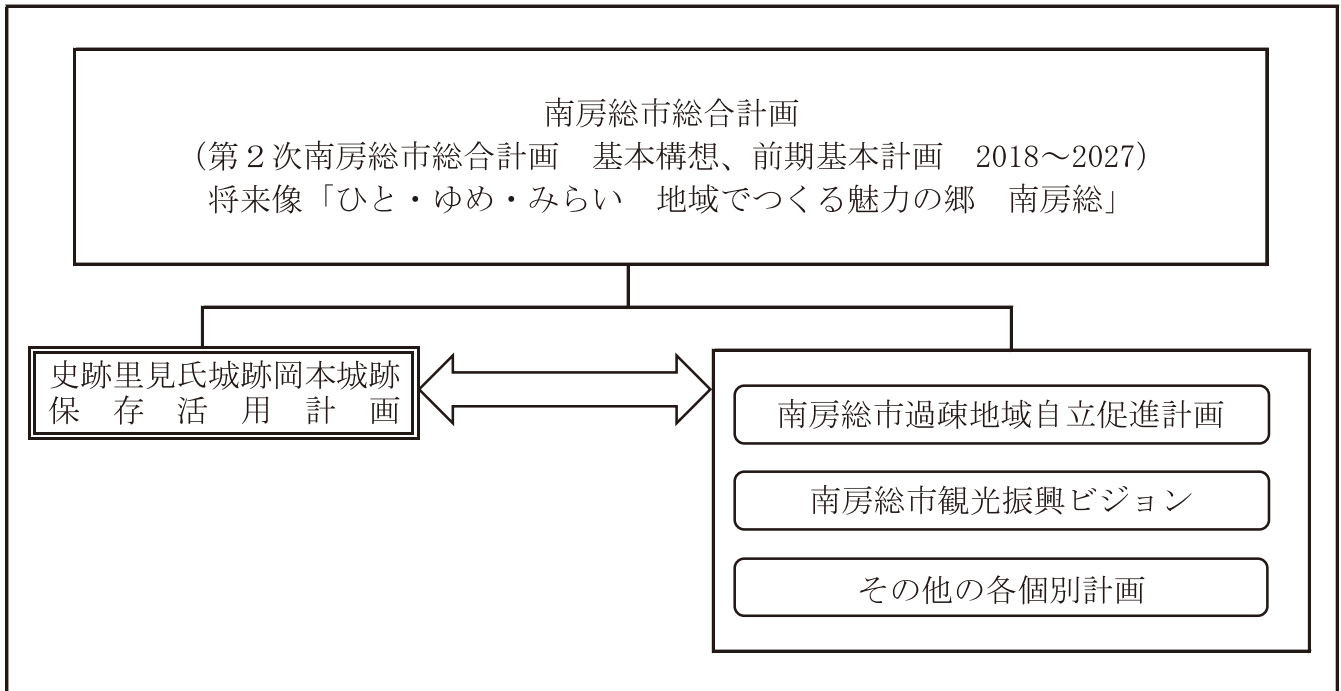
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第4節 計画・他の法令等との関係

### 1 南房総市における本計画の位置

本計画の上位計画と、関連する主な個別計画は、下図のとおりである。



第1図 本市における保存管理計画の位置づけ

#### <南房総市総合計画>

### 第3章 豊かな学びと文化の南房総（教育・文化・スポーツ）

#### 3-5 文化振興と地域文化の継承

##### 【主要な取組】

##### (1) 歴史資料の保存と活用

平成24年1月に国史跡に指定された里見氏城跡の岡本城跡整備については、保存活用計画および整備計画を策定し、整備を促進します。

#### <南房総市過疎地域自立促進計画>

### 8 地域文化の振興等

#### (3) 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分 7 地域文化振興等

事業名 (1) 地域文化振興施設等その他

事業内容 里見氏関連史跡整備事業

#### <南房総市観光振興ビジョン>

### 第2章 観光を取り巻く状況

#### 3 本市の観光の現状と課題

##### ○歴史遺跡

「南総里見八犬伝」で知られる戦国大名「里見氏」。数々の歴史が語り継がれ、各地区に文化財として残っています。

## 2 関係法令等

関係法令は下記のとおりである。

○文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

- ・史跡指定地を除く周知の埋蔵文化財包蔵地では、＜第92条～第99条＞に規定された取扱いを行う。
- ・指定・管理・復旧については＜第109条～第131条＞に規定されている。
- ・現状変更については、＜第125条＞に規定されている。
- ・権限移譲事務については、＜第184条＞に規定されている。

○文化財保護法施行令（昭和50年9月9日政令第267号）

- ・現状変更については、＜第5条第4項第1号＞に規定されている。

他にも

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

などにも史跡の保存管理について規定されている。

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）

- ・農業振興地域として指定された地域＜第6条＞は、開発行為が制限される。  
＜第15条の2＞

南房総市農業振興地域整備計画が策定されている。史跡指定地の一部が農地である。

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
（平成12年5月8日法律第57号）

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域が指定される。＜第7条＞

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）

- ・崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、行為を制限する必要がある土地の区域が指定される。＜第3条＞
- ・区域内においては水の放流、停滞、その他水のしん透を助長する行為を始めとする行為が制限される。＜第7条＞

史跡指定地の一部が土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊区域に指定されている。

○災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

- ・市町村で地域防災計画を作成することとされている。＜第42条＞

南房総市地域防災計画が策定されている。史跡指定地の一部が、一時避難場所に指定されている。

## 第5節 計画の実施

本計画は、令和元年12月1日をもって実施する。本計画で定めた基本方針及び方向性を基に、史跡の保存管理・活用・整備を実施していく。土地所有者をはじめとした地元住民及び関係機関に、説明会や個別説明などを行い、計画の周知に努めるものとする。具体的な実施にあたっては、土地所有者の協力と理解を得ながら実施していく。併せて文化庁・千葉県の指導・助言を得ながら事業を実施し、史跡の保護に努めていく。



※諸説あるが、イメージ図として掲載している。

第2図 岡本城イメージ鳥瞰図

## 第2章 史跡等の概要

### 第1節 史跡里見氏城跡岡本城跡の概要

#### 1 史跡里見氏城跡岡本城跡の歴史的概要

##### ①里見氏居城以前

「岡本」の名称が史料上で初めて確認できるのは、大永年間末から享禄年間（1520年代後半から30年頃）に里見義豊が中里中務少輔へ宛てた里見義豊書状（「上野家文書」）である。書状には「岡本」「舟揺」とあり、これは「岡本」が攻撃されたことを表している。「岡本」は、地名としての岡本（＝岡本城）もしくは在地名を名乗っていた岡本氏一族と考えられる。このことから岡本城は、16世紀前半には築城されていて、当初は在地一族岡本氏の城だった可能性がある。

##### ②里見氏の居城として

江戸時代の軍学書『管窺武鑑』には里見義頼が岡本城に入ると、岡本随縁齋安泰が、「房州せんたい」に城を構えて移ったとある。慶長11年（1606）の『里見分限帳』では安泰の子である岡本左京亮（頼元）が、北郡千代村に百石の所領を得ている。詳細な時期は不明だが、岡本氏が別の場所へ移り、里見氏が岡本城を居城としたことの反映と考えられる。

永禄年間初頭（1550年代末）の正木時茂奉里見義弘制札に、「岡本之番衆」とあり、16世紀中頃には、岡本城が対後北条氏の拠点だったといえる（「安房妙本寺文書」）。

里見氏の本城として機能したのは、天正年間（1580年代）に入り、義頼が当主となってからである。元亀年間（1570～1573）から岡本城は、佐貫城に居た里見義弘の後継者である義頼の居城として、安房を治める役割を担っていた。そして、天正6年（1578）に義弘の死去後、義弘の子である梅王丸と義頼の間で家督争いが発生し、天正8年（1580）にこの内乱を制した義頼が、岡本城を本城とした。

##### ③廃城まで

天正18年（1590）の小田原征伐の際に、豊臣秀吉が関東地方の戦国大名の勢力を調査した、『関東八州諸城覚書』（「毛利家文書」）に、「岡本 里見義安（康）左馬頭居城」とあることから、本城として機能していた年代が史料から裏付けられる。

天正17年（1589）10月に鶴谷八幡宮へ奉納された岡本安泰の祈願文が、那古寺に残されている。この中で岡本城の在番衆の一人だった岡本頼元が、火災で城を炎上させてしまったとあり、火災を一因として本城を移転させたとも考えられている。さらには、より大きな港として利用できる館山湾に面した新たな城を求めていたようであり、天正19年（1591）に本城を館山城へ移した。

#### 2 中世南関東における里見氏

室町時代に鎌倉公方足利氏と関東管領上杉氏の争いとして、享徳の乱（1455～1482）が発生した。この時期の安房には足利氏の所領が各地に存在し、家臣である築田氏などが、真名倉郷・伊戸村・白間戸村・久保郷など湊のある土地を所領としていた。しかし、上杉氏の家臣である木曾氏が安房に入ってくるなど、在地武士との間に軍事的な緊張が生じていた。これは東京湾（註1）の制海権を巡って、安房支配を争奪するためである。こうした



地理的・時代的背景の中で、この地に足利氏方として入部した里見義実が、安房における里見氏の始まりであり、海に面した白浜城の奪取が手始めとなった。城だけではなく、周辺に菩提寺である杖珠院を建立し、湊である白浜の地域支配を深めていった。

二代目といわれている成義は、現在までの研究において系図上に当てはめることができない人物である。

義通と義豊の時代になると、稲村城を本拠地とした。房総半島南端にある白浜城から内陸の稲村城に移り、安房広域支配の拠点を築いたことが窺える。一方、支配を広げるなか天文2年（1533）に義豊が、家臣である正木通綱と叔父の実堯を稲村城において誅殺するという里見氏内部の内乱が発生した。実堯の子義堯は、上総に逃れ武田信隆の居城、造海城で後北条氏に支援を求めた。義豊は後北条氏との戦いの中で、武田恕鑑に支援を得て、翌天文3年（1534）に反撃を開始したが、犬掛周辺での戦いで敗れた。この天文の内訌とよばれる内乱で里見氏の傍流へと政権が移り、併せて義堯の家臣である正木氏などが台頭するなど家臣団の再編にも繋がった。

この天文の内訌を境に、義実から義豊の系統を前期里見氏、義堯からの系統を後期里見氏と区別する。

享徳の乱に続いて起きた上杉氏の内乱が永正2年（1505）に終わり、古河公方足利氏と関東管領上杉氏の体制に回復するはずだったが、相模の北条早雲が勢力の拡大を始めていた。後北条氏は、足利高氏（のち高基）と結びつき、当主である古河公方足利政氏と対立した。このことから、公方家での内乱が起きた。続いて永正15年（1518）になると、高基の弟小弓公方足利義明は、真里谷武田氏の要請で小弓城に入ったが、義通もその勢力下に加わった。戦いは広がりを見せ、大永4年（1524）には扇谷上杉氏が拠点としていた江戸城を北条氏綱が攻略し、古河公方・後北条氏と小弓公方・上杉氏という対立が起きる。この一連の戦いの中で小弓公方方の里見氏は、大永6年（1526）に江戸城下の品川を攻撃する。これが里見氏と後北条氏の初めて水軍を用いた戦いとなった。

天文7年（1538）には小弓公方義明と北条氏綱の戦いが国府台で起きた。この戦いは、第一次国府台合戦と呼ばれている。この時義堯は前線におらず、合戦後に戦死した義明の子頼淳を保護することで、小弓公方の家臣達を基盤にして久留里や上総へ勢力を拡大させていった。しかし、支配は安泰ではなく、徐々に後北条氏の勢力が迫ってきた。天文年間後半になると、後北条氏が、妙本寺や久留里へと侵攻を始めた。こうした状況から、永禄年間初めに義堯は、越後を領国とする長尾景虎（のち上杉謙信）へ支援を要請する。北関東の諸大名からも要請を受けた景虎は、関東へ出陣し、後北条氏の領土へ侵攻した。義堯は、この最中に小弓城を攻略し、一時は下総まで勢力を拡大させた。永禄6年（1563）に再び景虎が、関東へ侵攻した際、支援するため義弘は国府台へ出陣したが、敗れて多くの兵を失い、上総へ後退した。これが第二次国府台合戦と呼ばれる戦いである。里見氏を追撃する後北条氏は、久留里城や佐貫城を攻略した。再度永禄8年（1565）に景虎に支援の要請を出し、景虎がこれに応え、後北条氏の領地へ侵攻した。そして、永禄10年（1567）に三船山合戦で後北条氏を破った義弘は、西上総を回復した。

しかし、天正年間に入ると、後北条氏の勢力は拡大していき、房総へ再侵攻してきた。

佐貫城を居城とした義弘は、北条氏政と和議を結び、領国支配の強化を目指していくよう方針転換した。子である義頼を岡本城に置き、安房での支配を執り行わせていた。その義頼の正室に氏政の娘を迎え、後北条氏との関係を保った。

義弘の死後、義頼は義弘と足利氏の娘との間にできた梅王丸と後継者争いとなったが、これに勝利した。

義頼の跡を継いだ義康よしやすは、天正 10 年代には豊臣秀吉と音信を通じていた。そのため天正 18 年（1590）の豊臣秀吉による小田原征伐では豊臣方について参戦した。しかし、途中で惣無事令違反そうぶじれいに問われ、領地を安房一国に滅じられた。

関ヶ原の合戦後、慶長 8 年（1603）に徳川家康とくがわいえやすが将軍となり、江戸幕府えど ぼくふを開いた。忠義ただよしは、徳川家康の側近大久保忠隣おおくぼ ただちかの孫娘を妻に迎え、人脈を広げていくが、慶長 19 年（1614）に、幕府内の権力闘争に敗れた大久保忠隣おおくぼ ただちかの失脚に連座して、当初常陸国鹿島ひたちのくに かしま、直後伯耆国倉吉ほうきのくに くらよしに国替えを命じられた。居城であった館山城たてやまじょうは引渡しとなり、安房での里見氏の支配は終わりを迎えた。さらに、元和 8 年（1622）に忠義は倉吉げん なで死去し、後継者がいなかったことから里見氏は滅亡した。

註 1）中世当時「東京」という表記はないが、現代の表記に合わせて「東京湾」と呼称する。



写真 3 - 1 白浜城跡



写真 3 - 2 南房総市犬掛  
（古戦場跡と伝えられている）

里見義豊書状

○上野家文書

凶徒罷退之由、御切紙唯今未題致披見候、目出存候、并自武州之（上杉朝興）

書状共被越下候、白浜（里見義通方）申上候、仍先度岡本（南房総市）可致舟揺由被

仰越候間、左衛門佐談合仕、此口之舟お申付、順風相待一兩日

之□□急度申上候間、早々此由可給心得候、恐々謹言、

八月廿八日

（里見）義豊（花押）

中里中務少輔殿

正木時茂奉里見義弘制札

○安房妙本寺文書

制札

右、吉浜妙本寺堂客殿破事、当番之人体、嚴密有警固、下番（南房総市）

可被相渡候、從岡本之番衆共、可被申合候、若破候者、当番

可為越度候、依仰如件、（里見義弘）

七月六日

（正木）時茂（花押）

岡本安泰奉納祝詞

○那古寺文書

オカモトゴホンシヨウエンジヨウノミキリケツパンノシユゴチウヨニ  
岡本御本城炎上之砌、闕番衆五十余人、兩年御勘当息

頼元出仕祈年仁

サヅグル 撃下 八幡大菩薩并ナラベニ天満天神 祝言ノリト

（中略）

（二五八九）天正十七年丑己十月十九日

信心翁敬白

（中略）

老体朝夕唱（神名）子孫繁昌ノ念ニ願望一、令レ安ニ居セ息子頼元

ツトムル一、勤ニ殿内近習ノ役ニ処ニ、国主御殿ニ起ル火難一、依ニ夜闕番

ノ過失ニ、被レ召ニ上ケ懸命ノ小所一、及ニ親子所ニ從ル饑渴ニ、謹テ誦シ

妙法華經ノ肝文一、祈ニ頼元出仕ノ願一、於ニ仰キ念ス御追善ノ砌ニ、

垂レ神慮擁護ノ利生一、国主和ニ勘当ノ逆鱗一、闕番憐ニ恐怖ノ諸士

一、被レ召ニ出タ御善根ノ場一、令レ晴レ兩年心ノ霧一給ヘ、仍再拜如件、

天正十七年 十月廿五日

父老人敬白

関東八州諸城覚書

○毛利家文書

「関東八州城之覚」

関東八州城之覚

(中略)

一 安房 左馬頭居城  
岡本 里見義安 (康)

一 安房(勝) (綱輝)  
かち山 安芸守居城  
正木右衛門大夫

一 上総(勝浦)  
かつらの城 正木左近大夫居城 (賴忠)

一 上総  
一宮ノ城 鶴見甲斐守居城

一 上総(小糸)  
こいとの城 里見彈正少弼居城 (義則)

一 房州(金谷)  
かなや 真崎淡路守抱

一 上総  
つくろふミ 真崎淡路守家城 (ママ)

一 上総(義字)  
よしうの城 同左近大夫抱

一 上総  
くるりの城 山本越前守 (久留里)

右之九ヶ所、里見左馬頭義安領分、最前より天下へ馳走之者也、  
(豊臣秀吉)

安房・上総二ヶ所之主也、

(天正十八年)

関東八州諸城覚書

○毛利家文書

「<sup>(端裏書)</sup>関東陣人数付」

関東八州城々ノ覚」

関東八州城之覚

(中略)

一 安房国  
さつみの義晴 (康)

一 南房総市  
岡本之城

一 勝  
かち山之城 (鉦南町)

一 造海  
つくろふみの城 (富津市)

一 佐貫  
さぬきの城 (富津市)

一 小いと  
小いと之城 (君津市)

一 久留里  
くるりの城 (君津市)

一 勝浦  
かつらの城 (勝浦市)

一 興津  
おつ木の城 (勝浦市)

一 小田喜  
おたきの城 (大多喜町)

以上 三千キ

(天正十八年)

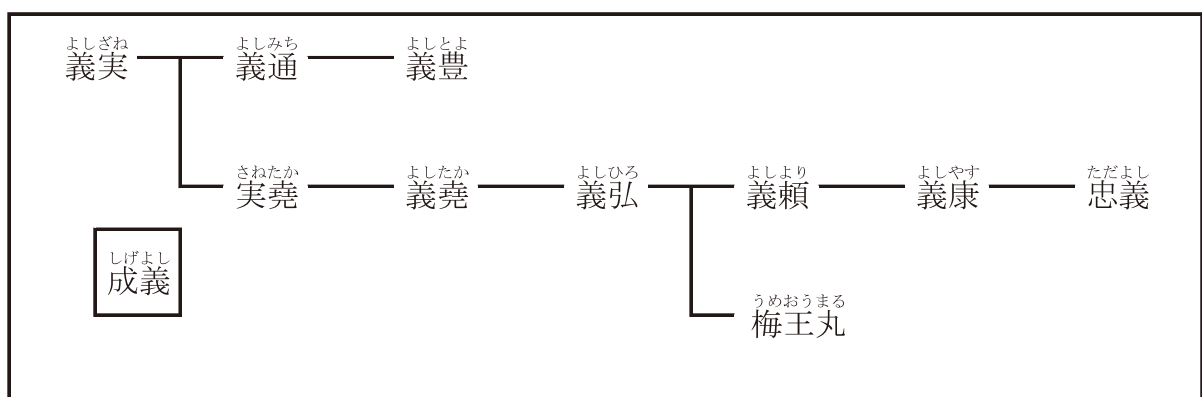
### 3 東京湾と里見氏

岡本城は、房総半島南部の東京湾に面した丘陵上に位置し、その立地から海城という性格を有していた。岡本城をはじめとして白浜城、<sup>かなやじょう</sup>金谷城、そして館山城と里見氏は、東京湾に面した場所に多くの城郭を構えた。それは中世の房総を治めるうえで、東京湾を重要視していたためである。

東京湾を隔てて、後北条氏と対立していたこともあり、海は軍事境界としての場と捉えることもできる。しかし、それだけではなく「海上交通と河川交通を介すことで湾内からその奥地にいたる地域間をネットワーク化し、また太平洋海運に直接接続することを合わせて、東国における流通の大動脈として機能」し、「日常的には人と物が行き交う交流の場」（滝川 2007）だった。西国との交易の大動脈であり、安房や相模だけでなく武蔵や常陸そして下総を結んでいた。里見氏が安房へ入部したのも、東京湾の入口で海上拠点の白浜を抑えるためである。こうした背景から海を重要視していたことがわかる。

東京湾を行き来する海上交易の商人は、里見氏など東京湾沿岸の領主に交易の安全保障を依頼した。商人は通行料を貢納し、領主は対価を得る代わりに交易の保護をした。同様に里見氏と後北条氏両軍から海賊行為を受ける恐れがある村は、それぞれに半分ずつ年貢を差し出す<sup>はんて</sup>半手をし、保護を願い出た。天正年間の房総では17か所の半手湊が確認されている。領主は安全の保障として、東京湾の巡視を水軍に依頼していた。水軍は、平時には商人として交易を行なう人々で、有事の際に領主の依頼で水軍として活躍していた。里見氏の水軍に関する史料はほとんど残されていないが、後北条氏の水軍である梶原氏と山本氏の史料が残されている。

岡本城は、東京湾を挟んだ後北条氏と対峙する海辺の最前線で、水軍の拠点であった。丘陵に囲まれた港を有し、水軍を駆使しており、所領を支配するには適していた。しかし、岡本城の港は自らの経済力を高め、活性化するには小さく、流通拠点としては十分ではなかったようである。そのため大きな港を有し、各方面への交通網が整備できる館山城が次の拠点として選ばれたと推測される。また、里見氏と縁が深い鶴谷八幡宮が港周辺に所在するなど多くの条件が揃っていた。これが本城機能を移した一因といえる。



第3図 里見氏略系図

## 4 里見氏城跡

前項までのとおり、里見氏は当主が代わると、政治・社会情勢によってその拠点である本城を替えることが大きな特徴である。また、当主とその後継者がそれぞれ別の城郭を拠点とする支配形態も特徴である。そのため本城は白浜城・稲村城・久留里城・佐貫城・岡本城・館山城と替わっていった。また、本城以外にも当市には、滝田城や宮本城など里見氏やその家臣が拠点とした城や砦が点在する。

現在残されている城跡は、戦国大名里見氏がその時々的情勢から、築城あるいは既存の城郭を増築した城であったため、房総半島南部における城郭構造の変遷を捉えることができる。その構造は丘陵の地質を巧みに利用して城を築き、規模を拡大するに従って、単郭構造から複数の曲輪を持つ構造へと複雑化していく。

以下に里見氏の本城となった城郭の概要を記載する。

### ①白浜城

房総半島における里見氏の初代、義実が居城とした。

房総半島最南端の野島崎から北西約700mに位置する。元禄地震や関東大震災により地盤変動しているため、中世当時と現在の海岸線は異なる。中世当時は、より海に面しており、東京湾の入口を眼下に望む立地条件であった。

東西約1km、南北約400mの範囲の尾根斜面部に、いくつかのまとまりを持った平場を造成しているが、明確な堀切や土塁を持たない。そのためかなり古い形態の城郭といえる。

### ②稲村城

義通・義豊が居城とした城で、義豊が義堯に攻め滅ぼされた天文の内訌の舞台となった城である。

館山平野中央部南端の丘陵端に位置し、城郭北側を平久里川の支流である滝川が流れるなど水陸交通の結節点に位置している。

東西約460m、南北約350mの規模を有し、丘陵先端部にある主郭を中心とする単郭構造となっている。主郭につながる尾根上の複数の小曲輪から構成される部分と、丘陵基部の斜面平場群で構成される部分に大別される。遺構は堀切、土塁、土橋、そして虎口などがみられる。堀切が小規模で、虎口は古相に位置づけられる。

### ③久留里城

中世に築かれ、明治4年（1872）に廃城となるまで機能した。里見義堯が城を治めていた時は、西上総支配の拠点であった城である。

山頂部を中心に、東西約1.2km、南北700mの丘陵を削平して、曲輪や堀切を造成している。各曲輪は大型ではないが、城全体の規模が大きい。また、合計34本の堀切や大土塁状に尾根を削り込むなど房総半島南部の山城を代表する遺構が、数多く確認できる。

### ④佐貫城

中世初期は真里谷武田氏が治めたが、その後里見氏の居城となった。

城下は、上総と安房を結んでいる「房総往還」が通る交通の要衝である。そのため上総における勢力争いの中で、度々後北条氏との戦いの場ともなった。

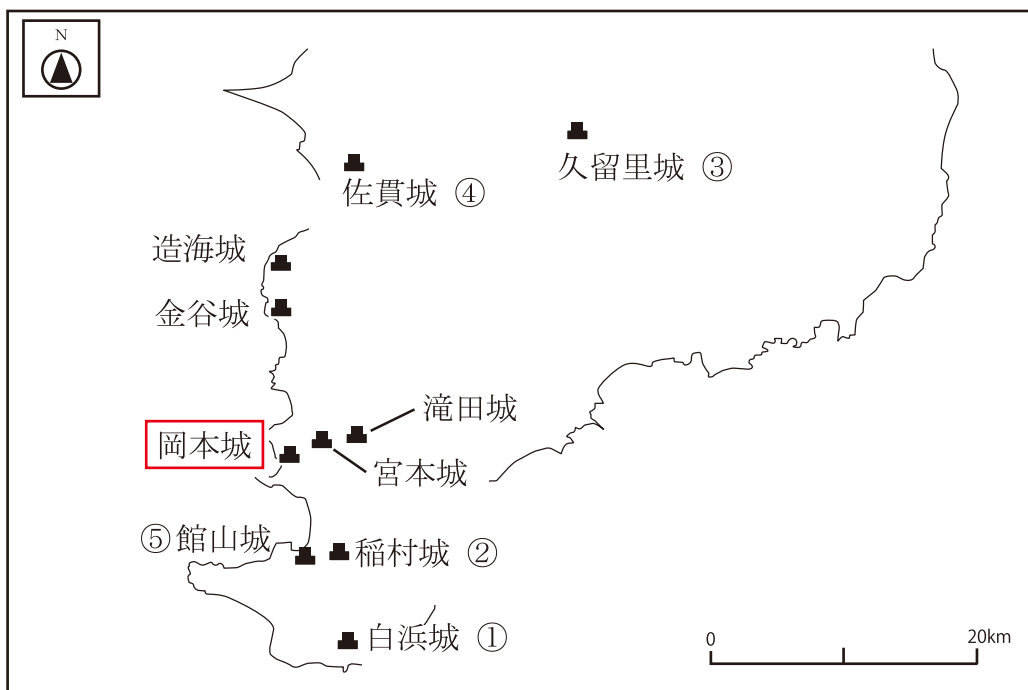
二条の河川に守られた平地面に立地し、低い丘陵基部にほとんどの曲輪が築かれている。その背後の丘陵が瘦せ尾根であるので、尾根を更に削り込んでそそり立たせ、深い堀を掘り込み、堀底から帯曲輪おびぐるわを設けることで、主な曲輪を保護する構造が東側を中心に、広大な城域のほぼ全面に見受けられる。

### ⑤館山城

天正10年（1582）前後に発給された里見義頼書状で確認できるため、当時は岡本城の支城の一つとして機能していたと想定される。天正19年（1591）に義康が居城した。

第二次世界大戦中の昭和10年代には、山頂一帯に対空防衛陣地が築かれ、その整備と戦後の撤去の過程で改変が激しい。

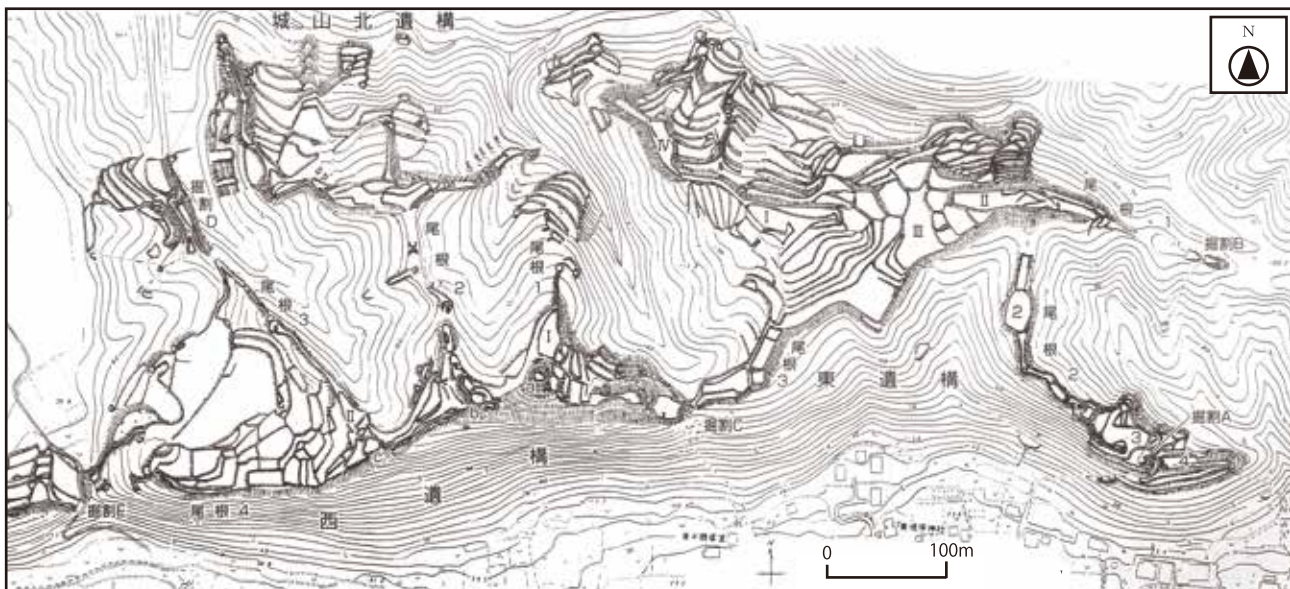
山頂西側の通称「千畳敷」せんじょうじきが本丸に相当する。発掘調査では、「高い部分を削り、斜面を埋め立て」たことが確認された。近世初頭まで機能した城であり、外郭部を取り巻く通称鹿島堀かしまぼりとよばれる堀が特徴的である。二の丸とされている「御厩」おうまやからは柱穴が検出され、陶磁器が出土している。



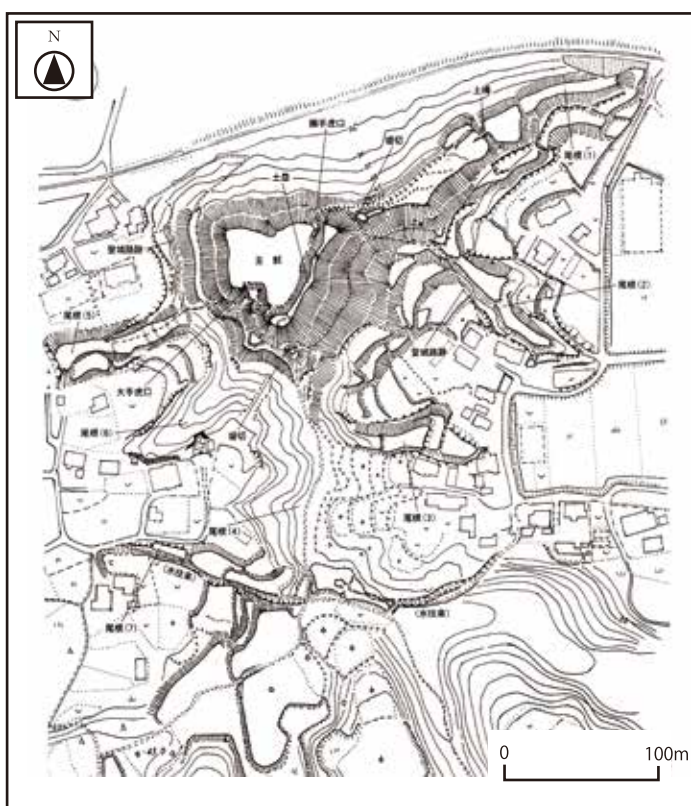
第4図 里見氏城跡位置図

第3表 里見氏城跡の本城機能の変遷

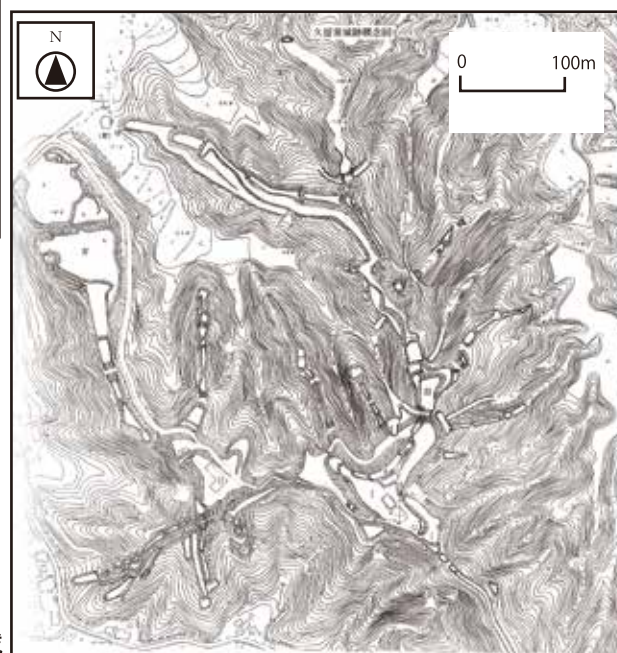
城	所在地	城主	在城時期
白浜城	南房総市白浜町白浜	義実	15世紀中頃
稲村城	館山市稲	義通 義豊	15世紀中頃
久留里城	君津市久留里	義堯 義弘	天文年間～天正初期
佐貫城	富津市佐貫	義弘 梅王丸	永禄年間～天正前半
岡本城	南房総市富浦町豊岡・原岡	義頼 義康	天正前半～天正19年（1591）
館山城	館山市館山	義康 忠義	天正19年（1591）～慶長19年（1614）



白浜城



稲村城

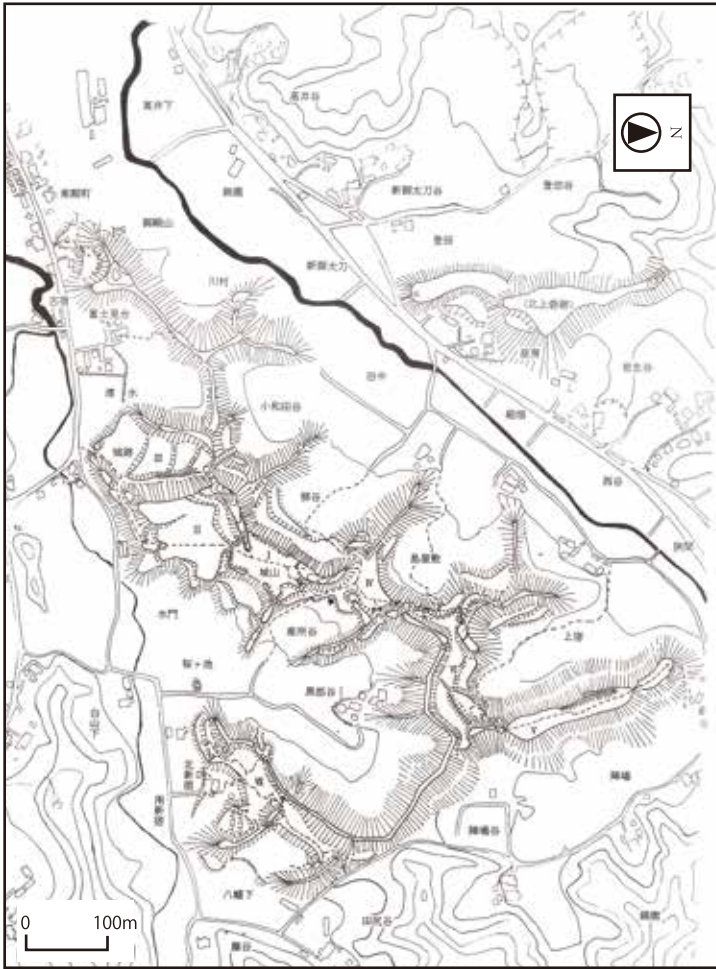


久留里城

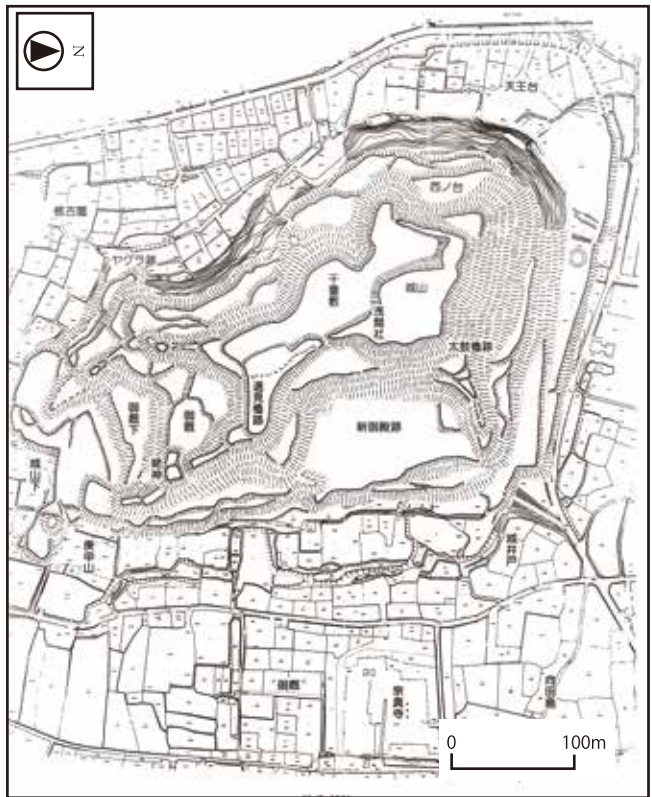
第5-1図 各城郭の縄張り図

※縮尺は不同





佐貫城



館山城

※縮尺は不同

第5-2図 各城郭の縄張り図

## 5 創作としての里見氏

江戸時代に読本作家の曲亭馬琴きよくていばきんが、伝奇小説『南総里見八犬伝』なんそうさとみはっけんでんを著した。里見義実を題材として、義実の娘伏姫ふせひめと仁・義・礼・智・忠・信・孝・悌の霊玉を持つ八犬士の活躍を描いた物語である。結城合戦ゆうきがっせんからの里見氏の歴史が描かれており、物語は関東地方に広がる。安房は物語の序盤と終盤に登場し、富山とみさんで伏姫が身に着けていた数珠が弾け飛び、八犬士が全国に散る場面などが描かれている。出版後も何度も刷り直しがされ、江戸時代の人々に広く読まれた。現在でもテレビドラマで放映され、舞台上で演じられるなど、人々に親しまれている作品である。



写真4 『南総里見八犬伝』に登場する富山

## 第2節 指定に至る経緯

岡本城跡は、昭和49年に頂上部の一部が富浦町史跡「岡本城址」（町村合併後は市史跡）として指定され、特産のビワやソテツ栽培の畑として利用されながらも、良好な状態で保存されてきた。

城郭遺構については、昭和40年代より千葉県教育委員会が調査を行っている。昭和45年度に県内中近世遺跡の規模や構造等を把握する目的の悉皆調査で、県内所在の城郭の一つとして掲載された。加えて昭和55年度から昭和60年度に重要性が高く、かつ、開発等の影響を受ける恐れがある城郭の調査を目的として、城郭規模の測量調査と主郭部の発掘調査が実施された。この発掘調査では、16世紀に位置づけられる陶磁器が出土している。

市町の調査としては、平成12年度に富浦町教育委員会が、農道整備に伴う確認調査を実施し、外郭部から曲輪成形跡や堀状遺構を検出した。平成19年度の城郭範囲確認調査では、主郭部より西側の調査区から掘立柱建物跡や火災の痕跡を検出し、文献史料にみられる火災が裏付けられた。また、この調査にあたっては、学識経験者と地元市民代表で構成された岡本城跡調査指導委員会の指導を得た。

これらの調査成果から、平成20年度に文化庁文化財部記念物課の現地指導を受け、岡本城跡の遺構の遺存状態が良好であることが評価され、さらなる資料の蓄積が求められた。この文化庁の現地指導を受けて、平成21年度には岡本城の城域確定を主な目的とし、古文書及び伝承等について調査を行った。

以上の調査から、房総半島における戦国時代の重要な遺跡であると評価された。

各種調査と並行して、平成20・21年度には地元住民及び地権者に向けた説明会を開催し、確認調査の成果の説明と出土遺物の展示を行った。

平成21・22年度には再度、文化庁文化財部記念物課の現地指導を受け、その後地権者へ史跡指定の同意を得るため個別交渉を開始した。同様に、史跡指定に向けて、国・県・市の関係機関等への説明を開始した。平成24・25年度には文化財審議会委員と地元市民代表で構成された史跡里見氏城跡岡本城跡検討委員会を開催し、岡本城跡の概要と出土遺物について説明し、今後の史跡整備を検討した。

史跡指定に向けて必要な書類等が揃ったため、文化財保護法第189条に基づき、平成23年7月25日に千葉県教育委員会を通じて、文部科学大臣宛に意見具申を行った。その後、文部科学大臣より国の文化審議会へ諮問が行われ、同年11月15日開催の同審議会での審議・議決を経て、文部科学大臣へ史跡指定について妥当である旨の答申がなされた。この結果文部科学省は、文化財保護法第109条第1項の規定により、「里見氏城跡 稲村城跡

岡本城跡」を国史跡に指定し、同条3項の規定により、平成24年1月24日付け文部科学省告示第4号（官報号外）で告示した。

平成26・29年度にもそれぞれ土地所有者の同意が得られたため、追加指定のための意見具申を行った。

### 第3節 指定の状況

#### 1 指定告示

史跡里見氏城跡岡本城跡の史跡指定に関する告示は、次のとおりである。

##### (1) 平成24年の指定

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣 平野 博文

名称	所在地	地域
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	千葉県南房総市 富浦町豊岡字宮ノ台	1番1、13番1、13番2、16番1、16番2、16番5、16番20、17番3
	同 富浦町豊岡字新宿	46番4、47番、48番、49番1、49番2、49番3、49番4、49番5、49番7、50番3、51番1、51番2、52番、83番1
	同 富浦町豊岡字用害	54番2、76番1、76番2、77番、78番1、78番2、78番3、78番4、79番1、79番3、79番4、79番5、79番6、79番7、79番8、79番9、79番10、79番11、79番12、79番13、79番15、79番16、79番17、80番、81番
	同 富浦町豊岡字木出	95番1、96番1、96番2、96番3、97番1
	同 富浦町豊岡字仲ノ台	118番1、118番2、120番1、120番2、120番3
	同 富浦町豊岡字聖山	122番2、122番3、123番、124番2、127番1、129番1、129番2、130番1、130番2、131番1、132番1、132番2、133番1、135番1、136番1、137番1、138番1、138番2、138番3、139番、140番1、141番1、142番、143番、144番1、144番2、145番1、145番2、145番3、145番6、145番8、145番9、145番10、145番11、145番12、145番13、145番4、145番16、145番18、145番19、146番1、146番2、146番3、147番1、147番2、147番3、148番、150番、151番、152番、153番、154番、155番、156番1、156番2、157番1、157番2、158番、159番1、161番2、162番、163番1、163番2、163番3、164番、166番1、166番2、167番、168番
	同 富浦町豊岡字成陽	181番1、181番2、198番1、198番2、200番
	同 富浦町豊岡字大谷	209番、210番1、210番2、215番1、215番2、219番、220番1、220番2、221番1、221番2、222番、225番、226番1、226番2、227番2、230番2
	同 富浦町原岡字澤又	甲837番、甲839番1、甲843番、甲845番1、甲845番2、甲846番1、甲846番2、甲847番1、甲847番2、甲848番1、甲848番2、甲849番、甲850番、甲851番3、甲852番1
	同 富浦町原岡字田嶋	甲854番、甲860番1、甲860番2、甲861番、甲862番、甲886番、甲887番

同 富浦町原岡字田宿	甲913番1、甲913番3、甲913番5、甲913番7、甲915番1、甲915番3、甲927番1、甲927番2、甲927番3、甲927番4、甲927番5、甲927番6、甲927番7 右の地域に介在する道路敷、千葉県南房総市富浦町豊岡字聖山130番1と同字聖山130番2に挟まれ同字新宿46番4と同字聖山145番2に挟まれるまでの道路敷を含む。
------------	--

(2) 平成27年の追加指定

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名 称	関係告示	所 在 地	地 域
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	平成二十四年文部科学省告示第四号	千葉県南房総市富浦町豊岡字宮ノ台	5番5、6番1、6番2、7番2、7番3、7番4、8番1、9番2、17番2

(3) 平成30年の追加指定

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年十月十五日

文部科学大臣 柴山 昌彦

上 欄		下 欄	
名 称	関係告示	所 在 地	地 域
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	平成二十四年文部科学省告示第四号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	千葉県南房総市富浦町豊岡字宮ノ台	2番、5番1、7番1



写真5 文化庁調査官現地視察

## 2 指定説明文とその範囲

平成 24 年度・平成 26 年度・平成 30 年度指定時の説明文を『月刊文化財』から転載し、下記に記載する。なお転載文であるため、一部表記が本計画書での表記と異なるが、原文のままとした。

里見氏は戦国期の房総南部を拠点とした戦国大名である。里見氏は上総や下総の支配等をめぐり、後北条氏と対立し、一方、その時々々の情勢に応じて、越後の上杉氏や甲斐の武田氏と同盟したり、後北条氏と和睦するなど、後北条氏、武田氏、上杉氏らの巨大勢力が鎬を削った戦国期の関東の複雑な政治情勢に対応しながら、慶長十九年（1614）に江戸幕府により伯耆に移封されるまで、安房を中心に勢力を保ち続けた。また、『里見代々記』、『房総里見軍記』（ともに江戸時代成立）などの軍記物によると、里見氏は水軍を編成し、相模へ侵攻したと伝えられるなど、関東では数少ない水軍とかかわりが深い一族としても知られている。これを裏づけるように、東京湾沿岸には里見氏やその家臣が居住した城や砦が点在する。里見氏は本拠となる城を、その時々々の政治状況、対外的な軍事情勢によって数次にわたって移動しているが、そのうち白浜城、岡本城、館山城は、海岸沿いにあり、稲村城は水陸交通の結節点に位置している。

岡本城は、南房総市中西部、東京湾を望む海岸沿いの丘陵上に位置する。天正八年（1580）、弟の梅王丸との後継者争いに勝利し里見氏の当主となった義頼が居城としたことが知られている。

城跡の主要部は大きく三つの曲輪からなる。標高約 40 メートルの丘陵頂部に主郭を置き、その西側中段と、さらにその下の谷部にそれぞれ大規模な曲輪が巡る。下段の曲輪は浜と一連となっていることから、港の機能を併せもっていたと想定される。主郭の背後には大堀切を入れて峰続きを切り離すが、その先にも大小の曲輪や堀が主郭東側の谷を取り囲むように見られることから、背後の谷を囲む丘陵部までが城の範囲と考えられる。この場合、岡本城跡の規模は、おおよそ東西 600 メートル、南北 300 メートルほどの大規模なものとなる。また、この城も曲輪や山麓の谷間も含め周囲を巡る丘陵背後の斜面を大きく切岸状に整形していることが特徴として挙げられる。岡本城は、房総地域における戦国期末期の城の中でも、大規模であり、かつ構造も複雑である。また、東京湾に面して立地し、城内に港を有することは、水軍を擁して東京湾の制海権を争ったとされる里見氏の性格を如実に表したものといえる。

このように、里見氏城跡は史料から推察される里見氏の動向を具体的に裏づけるものであり、切岸を多用するという房総地域における中世山城の構造上の特徴や、単郭構造から複数の曲輪からなる構造への変遷を知る上で重要である。また、里見氏による本城の移動は、里見氏と後北条氏の抗争をはじめとする戦国期の関東の政治・軍事情勢の推移を具体的に示すものといえ重要である。今回は、そのうち内容が明らかになった稲村城跡と岡本城跡を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』平成 24 年 2 月号より説明文を転載）

里見氏城跡は、戦国時代から江戸時代初頭までの間、房総半島南部を拠点とした戦国大名、里見氏の城跡である。里見氏は小田原北条氏・越後上杉氏・甲斐武田氏等、周辺の巨大勢力が競合する戦国期の関東の複雑な政治情勢に対応しながら、慶長十九年（1614）まで、安房を中心に勢力を保ち続けた。初代義実が白浜城（南房総市）に本拠を構えて以降、里見氏は、本拠となる城を数次にわたって移動しているが、このうち、十六世紀前半に三代義通が居城とし、四代義豊が五代義堯に攻め滅ぼされた「天文の内訌」の舞台となった稲村城跡（館山市）と、義堯の孫義頼が十六世紀後半に本拠とした城である岡本城跡（南房総市）について、切岸を多用するという房総地域における中世山城の構造上の特徴や、単郭構造から複数の曲輪からなる構造への変遷を知る上で重要であり、戦国期の関東の政治・軍事の推移を知る上で重要であることから、平成二十四年に史跡に指定して保護を図っている。

今回追加指定を行うのは、岡本城跡の西端部分である。岡本城跡は東京湾を望む丘陵上に造られ、主要部は三つの曲輪からなる。丘陵頂部に主郭をおき、その西側中段と、さらにその下の谷部にそれぞれ大規模な曲輪が廻る。下段の曲輪は浜と一連となり、港の機能を併せ持っていたと想定される。今回、岡本城跡の西端、海に面した丘陵端部上に位置し、港の機能を有すると考えられる郭の一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成27年2月号より説明文を転載）

里見氏城跡は、戦国時代から江戸時代初頭までの間、房総半島南部を拠点とした戦国大名、里見氏の城跡である。里見氏は小田原北条氏・越後上杉氏・甲斐武田氏等、周辺の巨大勢力が競合する戦国期の関東の複雑な政治情勢に対応しながら、慶長十九年（1614）まで、安房を中心に勢力を保ち続けた大名である。初代義実が白浜城（南房総市）に本拠を構えて以降、里見氏は本拠となる城を数次にわたって移動しているが、このうち、十六世紀前半に三代義通が居城とし、四代義豊が五代義堯に攻め滅ぼされた「天文の内訌」の舞台となった稲村城跡（館山市）と、義堯の孫義頼が十六世紀後半に本拠とした岡本城跡（南房総市）の二城跡は、切岸を多用するという房総地域における中世山城の構造上の特徴や、単郭構造から複数の曲輪からなる構造への変遷を知る上で重要であり、戦国期の関東の政治・軍事の推移を知る上で重要であることから、平成二十四年に史跡に指定して保護を図っている。

今回追加指定を行うものは、岡本城跡の西端部分である。岡本城跡は東京湾を望む丘陵上に造られ、主要部は三つの曲輪からなる。丘陵頂部に主郭をおき、その西側中段と、さらにその下の谷部にそれぞれ大規模な曲輪がめぐる。下段の曲輪は浜と一連となり、港の機能を併せもっていたと想定される。下段の曲輪部分については、平成二十七年、その一角を追加指定しており、今回もその隣接地点を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成30年10月号より説明文を転載）

### 3 指定地の状況

史跡指定地の土地所有状況は下表のとおりである。史跡の大部分が民有地であり、市有地は道路敷のみである。

第4-1表 史跡指定地内の土地所有内訳

所有者別内訳	面積 (㎡)	筆数	割合
市有地	1,076.95	(9か所)	1.38%
民有地	76,799.11	194	98.62%
合計	77,876.06	194	100.00%

第4-2表 史跡指定地内の地目別内訳

地目別内訳	面積 (㎡)	筆数	割合
田	162.91	4	0.21%
畑	36,423.00	106	46.77%
宅地	1,345.68	6	1.73%
山林	36,866.61	72	47.34%
原野	569.91	4	0.73%
境内地	1,431.00	2	1.84%
公衆用道路	1,076.95	(9か所)	1.38%
合計	77,876.06	194	100.00%

### 4 史跡管理団体の指定

史跡里見氏城跡岡本城跡の管理団体には、次のとおり南房総市が指定された。

文化庁告示第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

上 欄		下 欄
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	平成二十四年文部科学省告示第四号	南房総市（千葉県）